

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第35号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="188 528 264 560">附 則</p> <p data-bbox="118 624 794 701">この規則は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。</p>	<p data-bbox="874 528 951 560">附 則</p> <p data-bbox="837 577 971 609"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="810 624 1481 701">1 この規則は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。</p> <p data-bbox="837 719 1382 750"><u>（給料表の適用を受ける警察官となる場合の特例）</u></p> <p data-bbox="810 768 1481 1086">2 <u>給与条例附則第24項に規定する人事委員会規則で定める場合は、任命権者の要請に応じ、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた地域における公共安全の確保及び秩序の維持の職務のため、給与条例第5条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける警察官となる場合であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する職員である場合とする。</u></p> <p data-bbox="831 1104 1481 1659"><u>（1）給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域又は公署が地域手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3から第11条の7までの規定により支給される地域手当又は他の都道府県の条例の規定により支給される地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の地域手当をいう。以下同じ。）を支給されるべき地域又は公署（以下「地域手当支給地域等」という。）に該当し、かつ、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた職員。ただし、適用日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る割合を超える割合による地域手当を支給されていた職員を除く。</u></p> <p data-bbox="831 1677 1481 1852"><u>（2）適用日前2年以内の期間において地域手当支給地域等に在勤していた職員（前号本文に該当する職員を除く。）で、同号本文に規定する職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定めるもの</u></p> <p data-bbox="810 1870 1481 1995">3 <u>給与条例附則第24項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p data-bbox="831 2013 1286 2045"><u>（1）前項第1号に該当する職員 2年間</u></p> <p data-bbox="831 2063 1481 2094"><u>（2）前項第2号に該当する職員 2年を超えない範囲内の</u></p>

期間で前号の期間に相当するものとして人事委員会が定める期間

4 給与条例附則第24項に規定する人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 附則第2項第1号に該当する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 適用日から同日以後1年を経過する日までの期間 適用日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る割合又は同日から6箇月を遡った日の前日から適用日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る割合（これらの割合が適用日以後に改定された場合にあつては、適用日の前日の割合）のうち最も低い割合（当該割合が給与条例第28条の2第2項第1号の1級地に係る割合を超える場合は、当該1級地に係る割合）

イ 適用日から同日以後2年を経過する日までの期間（アに掲げる期間を除く。） アに掲げる割合に100分の80を乗じて得た割合

(2) 附則第2項第2号に該当する職員 前項第2号に規定する人事委員会が定める期間について、前号で定める割合に相当するものとして人事委員会が定める割合

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。